

平成29年 第5回

共和町農業委員会総会

議 事 録

共和町農業委員会

平成29年 第5回 共和町農業委員会総会議事録

開会及び 閉会日時	開 会 平成29年5月31日(水) 午後1時30分 閉 会 平成29年5月31日(水) 午後3時09分					
場 所	共和町役場 3階 委員会室					
出席及び 欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	小笠原 敏 雄	出席	11	高 橋 正 志	出席
	2	長 門 強	出席	12	水 戸 政 春	出席
	3	天 坂 左太雄	出席	13	小 野 公 志	出席
	4	菊 池 利 昌	出席	14	北 井 清 春	出席
	5	西 本 峯 雄	出席	15	森 孝 之	出席
	6	森 下 昭 夫	出席	16	石 田 吉 光	欠席
	7	岡 田 政 則	出席	17	川 上 芳 浩	出席
	8	澤 田 邦 子	出席	18	上 川 洋 一	出席
	9	澤 田 博 人	出席	19	菱 沼 昇	出席
10	浦 口 義 之	出席	20	今 村 俊 一	出席	
事 務 局 (説明員)	氏 名		出欠 の別	氏 名		出欠 の別
	事務局長	原 子 富 行	出席	農地係	高 松 大 輝	出席
	農地係長	堤 秀 人	出席			
議 事 録 署名委員	5 番 西 本 峯 雄 委員			17 番 川 上 芳 浩 委員		
日 程	順 序 及 び 件 名					
第 1	議事録署名委員の指名について					
第 2	報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について					
第 3	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
第 4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について					
第 5	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について					
第 6	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について					
第 7	議案第4号 共和農業振興地域整備計画の一部変更について					
第 8	議案第5号 現況証明願について					
第 9	議案第6号 農用地利用集積計画の作成の要請について					
第 10	議案第7号 農用地利用配分計画(案)に係る意見について					
第 11	議案第8号 農業者年金経営移譲年金及び特例付加年金受給権者の現況確認について					
第 12	議案第9号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について					
第 13	議案第10号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について					

(午後 1 時 30 分 開会)

◎開会宣言

○議長

只今から平成 29 年第 5 回共和町農業委員会総会を開催致します。

16 番 石田委員より欠席報告がなされております。只今の出席委員は、20 名中 19 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立してございます。

なお、本日の提出議案並びに議事日程は、配布のとおりであります。

◎日程第 1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第 1 本日の議事録署名委員の指名を行います。

共和町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、5 番 西本委員、17 番 川上委員を指名致します。

では、早速議案に入ります。

◎日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について

○議長

日程第 2 報告第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、事務局より報告願います。

○事務局

今月の報告は 3 件です。

(報告第 1 号を朗読)

報告者については、全件、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、農作業従事要件の全ての要件を満たしていると認めますので、報告します。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告についての報告を終わります。

◎日程第 3 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

○議長

次に、日程第 3 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○事務局

今回の報告は 1 件です。

(報告第 2 号を朗読)

この案件は、借主が経営移譲年金及び特例付加年金を受給するために、父である貸主から使用貸借を受けている農地を解約し返還するものです。

○議長

報告が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

以上で、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についての報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長 次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回の申請は、使用貸借が2件です。

(議案第1号、議案書を朗読)

1番と2番の補足ですが、借主が現在の経営主で、1番の貸主が祖父、2番の貸主が父という関係になります。

このたび、父であるA氏が経営移譲年金及び特例付加年金を受給するため、子であるB氏に全農地を使用貸借するとともに、A氏から農地を返還されたC氏も孫であるB氏に全農地を使用貸借することで、引き続き経営移譲年金を受給するものです。

申請内容については全件、農地法第3条第2項各号における不許可事由に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件の全ての要件を満たすため、許可相当と考えます。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長 次に、日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回の転用申請は2件です。

(議案第2号、議案書を朗読)

1番の申請地は、北辰小学校付近の道道蕨台古平線を北へ約3km進んだ先にありまして、ビシャムナイ会館付近の町道宮丘五号線との交差点に隣接しております。

申請内容は、申請者が現在居住している住宅に道道を挟んで隣接する所有地に、新たに農家住宅を建設するものです。

当該地の農地区分は農用地区域内農地となりまして、この後の議案第4号で共和町長から意見を求められておりますが、現在、農振除外手続き及び当該住宅を農振地域整備計画へ組み入れる手続きを行っているところであり、手続完了後は第1種農地と判断されます。

第1種農地は原則として転用許可を行うことができませんが、農振計画の変更により、第1種農地の不許可の例外である農振地域整備計画において定められている施設に当該住宅が該当となるため、本案件は許可要件を満たすこととなります。

また、申請者の農業用施設と近接しており、経営地が集まり営農の拠

点となる立地条件や、転用による周囲への影響もないと認められることから、当該地の選定はやむを得ないと考えます。

現地確認は、今週の29日に、小野委員、森下委員、長門委員の3名で実施しております。

なお、北海道農業会議への意見聴取につきましては、昨年4月以降、30アール以下の農地転用案件の一部について対象から除外されておりました、第1種農地において農家住宅を目的に転用する場合も除外の対象となります。

そのため、本案件については意見聴取を行いませんが、許可につきましては、農振地域整備計画変更後の8月上旬を予定しておりますので、お含みおきください。

2番の申請地は、道道蕨岱国富停車場線の神恵川神社付近の交差点から、町道神恵川縦線に入り、約300m直進した先に位置しております。

申請内容は、申請者が現在居住している住宅が老朽化しているのに加え、3世帯が同居していることから手狭となっており、地区内の所有地に新たに農家住宅を建設し車庫を設置するとともに、隣接地には倉庫を設置し、資材置場として利用するものです。

当該地の農地区分は農用地区域内農地となりまして、農家住宅部分については、1番の案件同様、議案第4号で町長から意見を求められておりますが、農振除外手続き及び農振計画変更手続き完了後は第1種農地と判断されます。また、農業用施設部分についても、農用地から農業用施設用地への用途変更の手続きを現在行っております。

第1種農地は原則転用できませんが、1番の案件同様、農振計画の変更により、不許可の例外に当該住宅が該当となるため、許可要件を満たすこととなります。また、住宅部分以外は農業用施設用地へ用途変更することから、指定された用途に供する場合に該当し、許可要件を満たします。

また、現在住んでいる地区内での建て替えであり、経営地と隣接しているという立地条件や、転用による周囲への影響もないと認められることから、当該地の選定はやむを得ないと考えます。

現地確認は、今週の29日に、西本委員、長門委員、森下委員の3名で実施しております。

なお、農業会議への意見聴取については、30アール以下の農家住宅への転用だけでなく、農業用施設に転用する場合も除外の対象となります。

そのため、本案件についても意見聴取を行いませんが、1番の案件同様、許可につきましては、農振地域整備計画変更後の8月上旬を予定しております。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、許可を与えることに決定致します。

◎日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長

次に、日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の転用申請は3件です。

(議案第3号、議案書を朗読)

1番の申請地は、曙地区のD社から約500m北側の町道曙第五縦線沿いに位置しております。

申請内容ですが、現在曙地区に居住する譲受人が、E氏からF氏に貸し付けられている農地を一部購入して一般住宅を新築するものです。

この土地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内の農地であるため、農地区分は原則転用可能な第3種農地になります。

周辺は市街化が進んでおり生活利便性が高く、また付近には適当な非農地がないことや、転用による周囲への影響もないと認められることから、当該地の選定はやむを得ないと考えます。

現地確認は昨日の30日に、菊池委員、高橋委員、北井委員の3名で実施しております。

なお、農業会議への意見聴取につきましては、30アール以下の第3種農地についても対象外となっていることから意見聴取は行わず、本日の決定をもって明日付けで許可を行うこととなります。

2番の申請地は、はまなす幼児センター付近から町道浜中二号線へ入り、西へ約400m進んだ先に位置しておりまして、昨年1月に許可を行い、現在採取を行っている場所の隣接地を新たに採取するものです。

砂採取事業の掘削区域面積は4,126㎡で、他に運搬路や保安区域などを含めると、所要面積は合計6,608㎡となります。また、砂採取量は14,342立米となっております。

砂採取後は、除去していた表土を用い、1.4m程度埋め戻しをして整地することによって農地改良とし、畑として利用できるようにするとされております。

この土地の大部分は農用地区域内農地となりまして、原則転用許可できない農地ですが、砂利採取を目的とする一時転用などについては、例外的に許可できる案件となります。

申請地は過去の実績からも砂が豊富であり、砂を採取できる場所は限られること、また、採取跡地を農地に復元する担保措置が講じられていることなどから、当該地の転用はやむを得ないと考えます。

また、この申請と併せて、後志総合振興局が所管する砂利採取法の許可についても同様の内容で申請されておりまして、許可となる見込みです。昨日30日の現地打合せには、農業委員会から特別委員として森下

委員と高橋委員が参加しております。

なお、農業会議への意見聴取の回答は6月26日を予定しておりますが、転用許可については、砂利採取法の許可を待って行うこととなります。

3番の申請地は、宮丘地区柏木のローソン岩内泊店横の道路を約300m南西方向に進んだ先に位置しております。

申請内容ですが、現在岩内町に居住する譲受人が、父であるG氏から土地の贈与を受け、夫と共有名義の一般住宅を新築するものです。

所有権移転であるため、本来は分筆後に申請を行うことが望ましい案件ですが、分筆登記が間に合わず、工期との関係上、内地番での申請となっております。

この土地は農用地区域外であり、第1種農地や第3種農地の要件にも該当しておらず、また、北電社宅などの住宅や、農業開発センターなどの公共公益的施設が連担している区域からおおむね500m以内にある小規模な農地であるため、農地区分は、他に代わる土地がない場合に転用可能な第2種農地になります。

申請地は譲受人の職場への通勤の便が良く、さらにコンビニエンスストア及び国道に近接しているなど生活利便性が高い立地条件となっております。

また、付近には適当な非農地や第3種農地がないことから用地選定の任意性はなく、転用による周囲への影響もないと認められることから、当該地の選定はやむを得ないと考えます。

現地確認は今週の29日に、小野委員、森下委員、長門委員の3名で実施しております。

なお、農業会議への意見聴取の回答は6月26日を予定しておりますが、許可相当の回答をもって速やかに許可を行うこととなります。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

申請のとおり、許可を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、許可を与えることとし、2番と3番については、北海道農業会議の意見を聴取することに決定致します。

◎日程第7 議案第4号 共和農業振興地域整備計画の一部変更について

○議長

次に、日程第7 議案第4号 共和農業振興地域整備計画の一部変更についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

今回の意見聴取は2件です。

(議案第4号、議案書を朗読)

申請地の位置及び申請理由の説明については、議案第2号の説明と重複するため省略致します。

(議案書並びに添付資料をもとに、内容を説明)

本案件は、共和農業振興地域整備計画を一部変更して農用地区域から除外し、当該住宅を整備計画に組み入れるため、農振法施行規則第3条の2第2項に基づき、農業委員会に意見が求められているものです。

除外の要件としましては、1点目が農用地区域以外の土地利用の状況から、当該地を農用地区域から除外することが適当で、農用地区域以外の土地で代えることが困難であること。2点目が農地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれがないこと。3点目が担い手に対する農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。4点目が土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。5点目が土地改良事業の工事が完了して8年を経過した土地であること。

以上5つの要件すべてを満たす必要があり、また、農家住宅を整備計画に定める要件についてもほぼ同内容となっておりますが、今回の申請内容はいずれの要件も満たしており、転用により周囲に与える影響はないと考えます。

農業委員会からの意見聴取後の流れですが、町において公告・縦覧を行い、道の同意を得まして、農振計画変更手続きの完了は8月上旬を予定しております。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

共和町長から意見を求められた、共和農業振興地域整備計画の一部変更については、適格と認定し、この旨回答することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、適格と認定し、この旨共和町長に回答することに決定致します。

◎日程第8 議案第5号 現況証明願について

○議長 次に、日程第8 議案第5号 現況証明願についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回の願い出は1件です。

(議案第5号、議案書を朗読)

申請地は、ホームック共和店付近の老古美三叉路から、町道八幡線を約500m岩内方面へ進んだ先のH社の隣接地に位置しており、都市計画法に規定する用途地域内になります。

今回の申請地のうち、南側の2,246㎡については、昭和57年に申請者のI氏と岩内町のJ社により賃貸借による5条転用申請がありまして、資材置場として永久転用の許可がされております。その後、北側部分のI氏所有地と合筆されたことから現在の面積になっておりますが、一体として資材置場として利用されていた模様です。

現在の利用状況ですが、J社は9年前に倒産しており、I氏との賃貸借は解約されている状況で、周囲を囲った柵と倉庫が一部残っていますが、大半が雑種地化しております。

申請地は一部を除き30年以上前に永久転用の許可を行っている土地であり、現地調査の結果からも、非農地化してから相当長期間経過しており、農地としての利用を確保する重要度は低いことから、願い出は相当と考えます。

現地調査は、昨日の30日に、北井委員、菱沼委員、菊池委員の3名で実施しております。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

願い出のとおり、証明を与えることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、証明を与えることに決定致します。

◎日程第9 議案第6号 農用地利用集積計画の作成の要請について

○議長 次に、日程第9 議案第6号 農用地利用集積計画の作成の要請についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 今回は、貸借が18件になります。

(議案第6号、議案書を朗読)

計画要請の内容は全件、基盤強化法第18条第3項の各要件、基本構想適合要件、全部効率利用要件、農作業常時従事要件を満たしていると考えます。

○議長 利用権設定各筆明細の5番は、北井委員に関する件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。

(北井委員 退席)

○議長 それでは、利用権設定各筆明細の5番についてのみ、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

北井委員は着席願います。

(北井委員 入室)

○議長 北井委員の案件については、原案のとおり可決致しました。

(北井委員 着席)

- 議長 次に、利用権設定各筆明細の6番は、菊池委員に関する件でございます。
す。
農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。
(菊池委員 退席)
- 議長 それでは、利用権設定各筆明細の6番についてのみ、ご質疑を受けます。
す。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
す。
菊池委員は着席願います。
(菊池委員 入室)
- 議長 菊池委員の案件については、原案のとおり可決致しました。
(菊池委員 着席)
- 議長 次に、利用権設定各筆明細の14番は、浦口委員に関する件でございます。
す。
農業委員会等に関する法律第31条及び共和町農業委員会会議規則第10条の規定により退席をお願い致します。
(浦口委員 退席)
- 議長 それでは、利用権設定各筆明細の14番についてのみ、ご質疑を受けます。
す。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。
す。
浦口委員は着席願います。
(浦口委員 入室)
- 議長 浦口委員の案件については、原案のとおり可決致しました。
(浦口委員 着席)
- 議長 それでは、利用権設定各筆明細の5番、6番、14番を除く全件について、ご質疑を受けます。
す。
(「質疑なし」の声)
- 議長 質疑なしと認めます。
これより、採決致します。
原案のとおり、共和町長に要請することとして異議ありませんか。
(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、共和町長に要請することに決定致します。

◎日程第10 議案第7号 農用地利用配分計画（案）に係る意見について

○議長 次に、日程第10 議案第7号 農用地利用配分計画（案）に係る意見についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 農地中間管理事業規程第17条第1項では、公社が農地中間管理権を取得した農用地等は、農用地利用配分計画によって賃借権の設定等を行うとされております。

また、同規程第18条では、公社が農用地利用配分計画を定める場合には、原則として、市町村に対し、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上で、農用地利用配分計画の案を作成し、公社に提出するよう求めるとされていることから、この度共和町長より意見を求められているものです。

（議案第7号、議案書を朗読）

こちらは、先月に引き続きまして農地中間管理事業の案件になります。先月、岩崎地区のK氏から農地中間管理機構である農業公社への貸し付けを決定しましたが、今回は、公社から地区内のL氏への貸し付けに係る計画になります。

計画案の内容ですが、始期は道の認可公告予定日の平成29年7月7日、終期は平成32年4月27日で、借主の希望により3年間としております。終期はK氏と公社の契約の終期に合わせております。

また、借賃はK氏と公社の賃貸借の金額と同額で、田・畑ともに賃借料情報の範囲内で設定した反当から算出した額になっております。

公社への借賃の支払いについては、公社から業務委託を受けているきょうわ農協の借主口座から毎年12月10日に引き落としとなり、公社の口座へ振り込まれることとなりますが、支払額は借賃に手数料1%プラス消費税を加えた額となります。

計画案の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律及び農地中間管理事業規程に適合しており、適当であると考えます。

また、この案件は、先月もご説明しましたとおり、昨年まで貸し付けられていたことから自作地とはみなされず、さらに貸付期間も10年未満であることから、出し手に交付される協力金の要件には該当しませんのでお含み置きください。

今後の流れですが、農業委員会の意見を町へ提出しまして、町の案をもって公社で農用地利用配分計画が決定され、最終的に道が認可公告することで受け手に貸し付けられることとなります。

○議長 議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

（「質疑なし」の声）

○議長 質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

共和町長から意見を求められた、農用地利用配分計画案については、

適格と認定し、この旨回答することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、適格と認定し、この旨共和町長に回答することに決定致します。

◎日程第11 議案第8号 農業者年金経営移譲年金及び特例付加年金受給権者の現況確認について

○議長

次に、日程第11 議案第8号 農業者年金経営移譲年金及び特例付加年金受給権者の現況確認についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

議案に経営移譲年金及び特例付加年金受給権者124名の名簿が掲載されております。これから皆様には、受給権者が年金の支給停止事由に該当していないことを確認していただくこととなります。

本日の確認を基に、6月30日までに受給権者から提出される現況届に確認済の会長印を押したうえで、農業者年金基金に送付することとなります。詳しくは担当から説明致します。

○事務局

それでは詳細について説明致します。

農業者年金を受給されている方につきましては、毎年1回、引き続き年金を受給する資格があるかを確認するために、農業者年金基金から直接受給者に送付される現況届という書類を、農業者年金基金へ提出することとなっております。

今年度の現況届につきましては、先週5月24日から、順次農業者年金基金より受給者に直接発送されております。

受給者の方々につきましては、この現況届を農業委員会に提出いただきまして、農業委員会から農業者年金基金へ提出することとなりますが、受給者の中で経営移譲年金もしくは特例付加年金を受給されている方につきましては、農業経営を再開していたり、貸し付けている農地が返還され、その後適正な処分をしていない場合は年金が支給停止となりますので、こちらの支給停止事由に該当していないか農業委員会で確認をしていただく必要がございます。

現在の経営移譲年金及び特例付加年金の受給者の総数は124名となっております。昨年と比較致しますと、死亡や転出によって13名の減となっております。

委員の皆様には、担当地区の受給者が農業経営を再開していないか、農地が適正に処分されているか、以上2点の確認をお願い致します。

○議長

議案の説明が終わりましたので、審査に入ります。

(審査開始 2:36)

(審査終了 2:45)

○議長

審査内容についてご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

それでは、以上の審査に基づき、支給停止事由に該当していないこととしてよろしいか採決致します。

審査に基づき決定することとして異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、審査のとおり決定致します。

◎日程第12 議案第9号

○議長

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について次に、日程第12 議案第9号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局

この活動の点検・評価は、国の通知に基づき平成22年度から行っておりますが、28年度から制度改正に伴い、前年度の活動に対する点検・評価の結果を、毎年6月末迄にインターネットで公表することになっております。

また、点検・評価の様式については、今回の28年度分から変更となっております。

それでは、主な内容について説明いたします。

大項目Ⅰの農業委員会の状況ですが、こちらは平成29年3月31日現在の状況で、新たに追加された項目となっております。

1の農業の概要ですが、耕地面積は、耕地及び作付面積統計の2016年の調査結果の数値となっております。田が2,570ha、畑が2,570haの合計5,140haとなっております。次に経営耕地面積ですが、こちらは農林業センサスの2015年の数値となっております。田が2,552ha、畑が1,681haの合計4,233haとなっております。次に遊休農地面積ですが、畑が8haの合計8haとなっております。昨年1号遊休農地として公表した遊休農地8.4haを四捨五入したものとなります。次に農地台帳面積ですが、田が3,035ha、畑が2,503haの合計5,538haとなっております。各種統計数値と差がありますので、引き続き精査が必要と考えております。

次に総農家数ですが、413戸となっております。うち販売農家数349戸、そのうち主業農家数234戸、準主業農家数29戸となっております。こちらは2015年の農林業センサスの数値となっております。農業就業者数は866人で、うち女性408人、40代以下243人となっております。こちらも2015年の農林業センサスの数値となっております。認定農業者は296経営、基本構想水準到達者は1経営、認定新規就農者は2経営となっております。基本構想水準到達者につきましては、目標年間農業所得おおむね430万円に到達している認定農業者以外の方になります。

次に2の農業委員会の現在の体制についてはご覧のとおりになります。

続いて大項目Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化です。

1の現状につきましては、平成28年3月現在、管内の農地面積は先程同様耕地面積統計の数値を使用することとなっておりますので、5,170haとなっております。集積面積は4,775haで、集積率は92.36%となっております。

次に2の平成28年度の目標及び実績になります。集積目標は25ha増の4,800haで、集積実績は4,798ha、売買・貸借あわせて、新たに担い手へ集積された面積は23haとなっており、達成状況は99.96%となります。

目標に対する評価は、既に多くの農地が担い手に集積されている現状から、妥当な目標だったとしております。

活動に対する評価は、関係機関と連携して利用調整に努めたことにより、効果的に担い手への農地集積が図られたとしております。

続いて大項目Ⅲの新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。こちらにも新たに追加された項目となっております。

これまでの実績は、26年度新規参入者が1経営体で、取得した農地面積は2.8haとなっており、27年度新規参入者も1経営体で、取得した農地面積は2.1haとなっております。

次に2の平成28年度の目標及び実績になります。参入目標は1経営体で参入実績は0経営体、達成状況は0%となっております。参入目標面積は下限面積の2.0haで参入実績面積は0ha、こちらも達成状況は0%となっております。

目標に対する評価は、共和町の新規就農は親元就農が中心であり、過去の実績からも妥当だったが、目標を達成することはできなかったとしております。

活動に対する評価は、引き続き、共和町地域担い手育成センターを中心に、関係機関が連携して農外からの新規参入者の確保に向けて取り組む必要があるとしております。

続いて大項目Ⅳの遊休農地に関する措置に関する評価です。

1の現状ですが、平成28年3月現在、管内の農地面積は5,172.5haとなっております。こちらは耕地面積統計の数値に遊休農地面積2.5haを加えた面積としておりまして、割合については0.05%となります。

次に2の平成28年度の目標及び実績になります。解消目標は27年度の公表面積2.5haで、解消実績は-5.9ha、達成状況は-236%となっております。こちらは27年度公表面積2.5haの非農地化を行いました。新たな遊休農地8.4haを発見し公表したため、このような数値となっております。

次に3の、2の目標の達成に向けた活動になります。活動実績ですが、農地の利用状況調査を昨年7月に行い、農地の所有者に対する利用意向調査を11月に3筆、8.4ha実施しております。

目標に対する評価は、再生利用困難な農地に対して非農地通知を行ったが、新たな遊休農地が発生したため目標を達成できなかったとしております。

活動に対する評価は、今後も農地パトロール等を通じ、遊休農地の発生防止に努めるとともに、より一層の遊休農地解消へ向けての指導を進める必要があるとしております。

続いて大項目Ⅴの違反転用への適正な対応になりますが、共和町では

違反転用はありませんので、全て0としており、今後も発生防止及び早期発見・指導に努める必要があるとしております。

続いて大項目Ⅵの農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。こちらは4項目ございます。

1の農地法第3条に基づく許可事務になります。1年間の処理件数は24件で、内訳は売買が6件、贈与が7件、賃貸借が3件、使用貸借が8件となっております。処理の状況ですが、標準処理期間については申請書受理から30日としております。処理期間の平均は14日で、こちらは許可24件の申請書受理から、許可までの日数の平均となっております。以上、適正に事務を行った旨を記載しております。

次に2の農地転用に関する事務になります。1年間の処理件数は5件で、内訳は4条転用が1件、5条転用が4件となっております。処理の状況ですが、標準処理期間は申請書受理から40日としております。処理期間の平均は34日で、許可5件の申請書受理から許可までの日数の平均となっております。こちらにつきましても、適正に事務を行ったという内容となっております。

次に3の農地所有適格法人からの報告への対応になります。管内の農地所有適格法人12法人全てから報告書の提出がありましたが、うち報告書の文書による督促を行った農地所有適格法人は3法人となっております。

また、この他にも町内で耕作を行っている町外の2法人からも報告があったところです。

次に4の情報の提供等になります。賃借料情報の調査・提供ということで、平成28年の農地賃借料情報を今年の1月に、農業委員会だより及び共和町ホームページへ掲載したことなどを記載しております。

続いて大項目Ⅶの地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容になります。

こちらには、法令事務に関して、地域の農業者の方などから、ご意見はなかったことを記載しています。

続いて大項目Ⅷの事務の実施状況の公表等についてです。こちらは3項目となっております。

1の総会議事録の公表ですが、HPに公表しており、適切に対応しております。

次に2の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出はありませんでしたので、0件と記載しております。

次に3の活動計画の点検・評価の公表ですが、こちらもHPに公表しており、適切に対応しております。

28年度の活動の点検・評価についての説明は以上です。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、決定して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

◎日程第13 議案第10号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

○議長 次に、日程第13 議案第10号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題と致します。

事務局より議案の説明を願います。

○事務局 この活動計画についても、活動の点検・評価と同様、制度改正に伴い28年度から変更されまして、新年度の目標とその達成に向けた活動計画を作成したのち、毎年6月末迄にインターネットで公表することになっております。

それでは、主な内容について説明いたします。

大項目Ⅰの農業委員会の状況ですが、こちらは28年度の点検・評価の内容と重複しておりますので、省略致します。

続いて大項目Ⅱの担い手への農地の利用集積・集約化です。

1の現状及び課題ですが、平成29年3月現在の管内の農地面積は5,140haとなっており、これまでの集積面積は4,798haで、集積率は93.35%となっております。課題は、近年、農地の流動化が進み、規模拡大を進めてきた担い手の経営面積が限界に近い状況から、生産性の低い農地は敬遠され、優良農地を求める傾向が強くなっており、今後離農により出てくる農地の担い手への集積が課題であるとしております。

次に2の平成29年度の目標及び活動計画ですが、目標は新規集積面積10haとしております。こちらは共和町地域農業マスタープランにおける集積目標面積と同面積で設定しております。活動計画は、共和町農業経営・生産対策推進会議などの関係機関と連携し、農地の効果的な利用集積に努めるとともに、12月には農業経営者に対して農地台帳に関する調査により、経営の意向についての調査を実施する。また、農業委員会だより等の配布により、各種支援事業の紹介・周知を図るとしてしております。

続いて大項目Ⅲの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。

1の現状及び課題ですが、新規参入の状況については先程の28年度の点検・評価でご説明したとおりです。課題は、親元就農による新規就農者も近年減少しつつあり、今後の町の農業を考えると新規参入者の確保が必要であるが、受入体制の整備が課題としております。

次に2の平成29年度の目標及び活動計画ですが、参入目標数は過去3年間の平均値の1経営体で、参入目標面積は共和町の下限面積の2.0haとしております。活動計画は、随時、意欲ある新規参入希望者に対して農地の確保についての支援を行うなど、関係機関と連携した受入体制の構築を図るとしてしております。

続いて大項目Ⅳの遊休農地に関する措置です。

1の現状ですが、平成29年3月現在、管内の農地面積は5,148.4haとなっております。こちらは耕地面積統計の数値に遊休農地面

積 8.4ha を加えた面積としておまして、割合については 0.16% となります。課題は、農業者の高齢化により、担い手の少ない特定の地区や条件不利地について、受け手がいない状況が進みつつあり、耕作者の確保が課題としております。

次に 2 の平成 29 年度の目標及び活動計画ですが、目標は、遊休農地の解消面積を全面積の 8.4ha としており、農地パトロール等を通じ、遊休農地の発生防止に努めるとともに、遊休農地解消へ向けての指導を進める。また、再生利用困難な農地については非農地化を検討するとしております。活動計画は、利用状況調査の調査実施時期を 7 月、調査結果の取りまとめ時期を 8 月から 9 月の間としております。農地所有者への利用意向調査については、実施時期を 11 月、調査結果取りまとめ時期を 12 月から 2 月の間としております。

続いて大項目 V の違反転用への適正な対応ですが、共和町には違反転用はないことから、課題はなしとしております。

2 の平成 29 年度の活動計画は、引き続き農地パトロール及び農業委員による日常的な活動を実施し、また、農業委員会だより等で農地転用許可について周知を図ることとしております。

29 年度の活動計画についての説明は以上です。

なお、本総会におきまして、活動の点検・評価と活動計画の決定をいただき、6 月末迄に共和町ホームページ上で公表を行ったのち、点検・評価の内容について国へ報告することになります。

○議長

議案の説明が終わりましたので、ご質疑を受けます。

(「質疑なし」の声)

○議長

質疑なしと認めます。

これより、採決致します。

原案のとおり、決定して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長

異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定致します。

◎閉会宣言

○議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了致しました。これにて、平成 29 年第 5 回共和町農業委員会総会を閉会します。

(午後 3 時 09 分 閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成し、
会議内容を記載し、その相違ないことを証するため、署名押印する。

平成29年 5 月 3 1 日

議長(農業委員会会長) 今 村 俊 一 印

議事録署名委員 5 番 西 本 峯 雄 印

議事録署名委員 1 7 番 川 上 芳 浩 印